

V F M (Value For Money) に関するガイドライン新旧対照表

改正案	現行
<p>本ガイドラインは、国がP F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、特定事業の選定等に当たって行われるV F M (Value For Money) の評価について解説するものである。国がP F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成27年 月 日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿ってP F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施するP F I 事業においても参考となり得るものである。</p> <p>本ガイドラインは、各省庁が、P F I 事業の円滑な実施のため、法及び基本方針にのっとり、状況に応じて工夫を行い、本ガイドラインに示したものの以外の方法等によってP F I 事業を実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、P F I 事業はこれから本格的に実施されるものであり、今後のP F I 事業の実施状況や同事業に係る調査・検討の進展等を踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを変更し、又は新たなガイドラインを示すこととする。</p> <p>なお、本文中の用語については、特に断りのない限り、法及び基本方針における定義に従うものとする。</p>	<p>本ガイドラインは、国がP F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、特定事業の選定等に当たって行われるV F M (Value For Money) の評価について解説するものである。国がP F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成25年 9 月 20 日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿ってP F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施するP F I 事業においても参考となり得るものである。</p> <p>本ガイドラインは、各省庁が、P F I 事業の円滑な実施のため、法及び基本方針にのっとり、状況に応じて工夫を行い、本ガイドラインに示したものの以外の方法等によってP F I 事業を実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、P F I 事業はこれから本格的に実施されるものであり、今後のP F I 事業の実施状況や同事業に係る調査・検討の進展等を踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを変更し、又は新たなガイドラインを示すこととする。</p> <p>なお、本文中の用語については、特に断りのない限り、法及び基本方針における定義に従うものとする。</p> <p>一～五 （略）</p>

附 則

本ガイドラインは、平成27年 月 日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、平成26年6月16日から施行する。

別表 (略)